（優先評価化学物質の製造数量等の届出）

第九条の三　［略］

２　法第九条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（監視化学物質の製造数量等の届出）

第十条　［略］

２　法第十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することによつて行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

（第二種特定化学物質の製造数量等の届出）

第十五条　［略］

２　法第三十五条第六項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

（優先評価化学物質の製造数量等の届出）

第九条の三　［略］

２　法第九条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

（監視化学物質の製造数量等の届出）

第十条　［略］

２　法第十三条第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

（第二種特定化学物質の製造数量等の届出）

第十五条　［略］

２　法第三十五条第六項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

規　則

人事院は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に基づき、職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年六月十二日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―七四

職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣

（趣旨）

第一条　この規則は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に規定する職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（平成二十九年七月二十五日に一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。）への派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において、「任命権者」、「特定業務」又は「派遣職員」とは、それぞれ福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項、第八十九条の二第一項又は第八十九条の三第七項に規定する任命権者、特定業務又は派遣職員をいう。

（派遣除外職員）

第三条　福島復興再生特別措置法第八十九条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　条件付採用期間中の職員

二　勤務延長職員

三　休職者

四　停職者

五　派遣法第二条第一項の規定により派遣されている職員

六　官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員

七　法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣されている職員

八　福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員

九　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている職員

十　平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員

十一　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第四項の規定により弁護士となってその職務を行う職員

十二　規則八―一二（職員の任免）第四十二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員その他任期を限られた職員

（任命権者）

第四条　福島復興再生特別措置法第八十九条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。